

実践

知的財産権講座

開催日程

平成22年

5 / 20 ▶ 21
木 金

(両日とも: 9時30分 ~ 16時30分)

PCT 出願



講師 下道 晶久 氏

青和特許法律事務所 弁理士

■ 開催場所

(社)発明協会研修ルーム

東京都港区虎ノ門2-9-14(発明会館ビル7階)
TEL 03(3502)5439

■ 参加料

一般**30,000円**(会員27,000円)

(テキスト代含む、消費税込)

講座開催日の**10**日前頃に、聴講券、納品書又は請求書等を郵送いたします。当日は聴講券をご持参のうえ、ご来場ください。

■ 定員

70名(定員になり次第締め切ります)

■ 申込方法・申込先

・当協会HP (<http://www.jiii.or.jp>)から「知的財産権研修・講座」をクリック)より申込用紙をダウンロードの上、メールにてお申し込みください。

・メールをご利用でない方は裏面の申込書を郵送またはFAXで下記宛にお申し込みください。

(社)発明協会 知的財産研究センター 研修チーム
〒105-0001

東京都港区虎ノ門2-9-14(発明会館7階)
TEL : 03(3502)5439
FAX : 03(3506)8788
E-mail : kouza-form@jiii.or.jp

参加のすすめ

PCT(特許協力条約)制度は多数の国に出願する場合に有効な手段として大いに注目され、活用されています。単に諸外国において経済的、効率的に特許を取得する出願ルートとしての利用にとどまらず、従来のパリ条約ルートと併せて企業がグローバルな規模で知財戦略を展開する有効手段であるため、これをいかに効果的に活用するか、ということがより一層重要な課題となっています。

一方、制度的には、PCTをよりシンプルで、使いやすいものにするため、2002年4月にはPCT国際出願に係る国内移行期限を一律30か月とする変更がされ、また、2004年1月には「みなし全指定」及び「拡張された国際調査及び国際予備審査制度」が導入されました。

その後も引用補充、優先権の回復等、多くの規則改正があり今日に至っております。

本講座では、特許庁よりWIPO PCT管理部に出向経験があり、PCT出願実務に詳しい弁理士を講師としてお迎えして、国際出願に相応の経験を有する方々を対象に戦略面を含めたPCTの積極的な活用方策についてアドバイスします。

弁理士の皆様へ

この研修は、日本弁理士会の継続研修として申請中です。本講座を受講し、所定の申請をすると、外部研修として10単位が認められる予定です。

知的財産のスペシャリストをクリエイトする

社団法人 **発明協会**

知的財産研究センター

- 5月13日以降にキャンセルされた場合、参加料は理由の如何を問わずご請求させていただきますので予めご了承下さい。
- 会員かどうかは、当協会各支部にご確認下さい。
(得意先コードをお持ちの場合でも会員とは限りませんので、注意下さい。)

申込書は裏面にもございます

